

6. 補償内容一覧表

リスク	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合	
賠償責任・財物損壊	施設にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 「(基本)支払限度額」と同じ 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	<p>共通事項</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任 ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ⑨ 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引 ⑩ 石綿等への曝露による疾病 ⑪ 石綿等の飛散または拡散</p> <p>○ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ア. 航空機 イ. 施設外における船舶 ウ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球</p> <p>○ じんあいや騒音に起因する損害 ○ 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任</p> <p>○ 医療行為、鍼灸・指圧・柔道整復等、または弁護士、公認会計士もしくは建築士等の資格に基づいて行う専門業務に起因する損害</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害ただし、自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。 ※ 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ア. 航空機 イ. 施設外における船舶 ウ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球</p> <p>○ じんあいや騒音に起因する損害 ○ 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任</p> <p>○ 医療行為、鍼灸・指圧・柔道整復等、または弁護士、公認会計士もしくは建築士等の資格に基づいて行う専門業務に起因する損害 ※ 工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 補償管理財物の損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 イ. 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取 ウ. 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い エ. 補償管理財物の目録、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 オ. 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損 カ. 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等</p> <p>※ 現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)を「補償管理財物」といいます。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害 ○ 被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害(「リコール費用補償」(プレミアムプランのみ)で一部補償の対象となります。) ○ 直接であると間接であると問わず、生産物または仕事の結果が、所期の機能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として機能または性能が発揮されなかったことに起因する損害を除きます。 ○ 生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ア. 医薬品等のうち、臨床試験に供される物 イ. 臨床試験 ウ. 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、または動物の妊娠に関係する医薬品等</p> <p>※ 設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 完成品を滅失、破損もしくは汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である場合 ○ 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損もしくは汚損していない状態となる場合 ※ 直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。</p>	
	昇降機補償 身体 財物	同上		
	漏水補償 身体 財物	同上		
	構内専用車等補償 身体 財物	同上		
	業務、仕事の遂行にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 「(基本)支払限度額」と同じ 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ		<p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ア. 航空機 イ. 施設外における船舶 ウ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球</p> <p>○ じんあいや騒音に起因する損害 ○ 石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任</p> <p>○ 医療行為、鍼灸・指圧・柔道整復等、または弁護士、公認会計士もしくは建築士等の資格に基づいて行う専門業務に起因する損害 ※ 工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 補償管理財物の損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 イ. 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取 ウ. 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い エ. 補償管理財物の目録、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 オ. 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損 カ. 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等</p> <p>※ 現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)を「補償管理財物」といいます。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害 ○ 被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害(「リコール費用補償」(プレミアムプランのみ)で一部補償の対象となります。) ○ 直接であると間接であると問わず、生産物または仕事の結果が、所期の機能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として機能または性能が発揮されなかったことに起因する損害を除きます。 ○ 生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ア. 医薬品等のうち、臨床試験に供される物 イ. 臨床試験 ウ. 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、または動物の妊娠に関係する医薬品等</p> <p>※ 設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。</p> <p>○ 共通事項 記載の事項 ○ 完成品を滅失、破損もしくは汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である場合 ○ 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損もしくは汚損していない状態となる場合 ※ 直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。</p>
	国外業務危険補償 身体 財物	同上		
	管理財物損壊補償 財物	同上		
	生産物、仕事の結果にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 「(基本)支払限度額」と同じ 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ		
	不良完成品損害補償 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1億円または「(基本)支払限度額」のいずれか低い額 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ		

リスク	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任リスク	不良製造品 損害補償 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1億円または「(基本)支払限度額」のいずれか低い額 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	○ 共通事項 記載の事項 ※直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。
	生産物または 仕事の目的物 自体の損害補償 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合 ア. 仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合 イ. 生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物 ウ. 生産物を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物
	国外流出生産物 補償 身体 財物	同上	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求または生産物に起因する損害 ア. この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求 イ. 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物 ウ. 被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物(原材料、部品などに使用される場合を含みます。) ○ 次のいずれかに該当する生産物に起因する損害 ア. 医療機器、医薬品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分 イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類 ウ. たばこ
	来訪者財物損壊 補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 財物※	支払限度額 (1名/1事故につき) 10万円/100万円 (保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○ 携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○ 被保険者の代理人、使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○ 受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○ 受託品に対する修理、点検または加工等に起因して、受託品が滅失、破損または汚損したことに起因する損害 ○ 受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合 ア. 自動車等(ゴルフ場で使用する乗用車を除きます。) イ. 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物 内 部または外部に積載された財物
	受託物損壊補償 プレミアムプラン 財物※	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 100万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ○ 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物が滅失、破損、汚損、または紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害 ○ 受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害 ○ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○ 冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫内で保管される、または搬出・搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○ 被保険者が管理または使用するヨット、セーラーボート、モーターボート等の滅失、破損、汚損、紛失もしくは盗取に起因する損害 <受託物から除かれる財物> (a) 土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) (b) 動物・植物等の生物 (c) 受託品(来訪者の財物)
	借用イベント施設 に対する財物損壊 補償 プレミアムプラン 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 10万円 (火災、破裂・爆発、水濡れは免責なし)	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 イ. 借用イベント施設の瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食い ウ. 借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 エ. 借用イベント施設の自然の消耗 オ. 借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由 カ. 被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された滅失、破損もしくは汚損
その他賠償リスク	人格権侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	○ 共通事項 記載の事項 ○ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 ○ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
	広告宣伝活動による 権利侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	同上	○ 共通事項 記載の事項 ○ 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任 ○ 商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた賠償責任 ○ 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任 ○ 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

リスク	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合
費用・利益リスク	被害者治療費等補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 損害	支払限度額 (被害者1名につき) 死亡・重度後遺障害50万円 入院10万円、通院3万円 (保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ア. 治療費等を受け取るべき者の故意 イ. 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ウ. 被害者の心神喪失 エ. 治療費等を受け取るべき者と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為 オ. 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打 ※見舞品、見舞金または弔慰金に要した費用は社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。
	初期対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項
	訴訟対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 損害	同上	○ 共通事項 記載の事項
	ブランドイメージ回復費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし ただし、縮小支払割合90%が適用されます。	○ 共通事項 記載の事項 ※ブランドイメージ回復費用とは次のいずれかに該当する費用に限り、 ① 事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等(以下「広告宣伝活動等」といいます。)および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限り、 ② 被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用 ²⁾ 。 ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限り、 (注) 身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限り、 ○ 共通事項 記載の事項 ※保険金支払対象となる費用は、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限り、
	データ損壊復旧費用補償 プレミアムプラン 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	○ 共通事項 記載の事項 ※保険金支払対象となる費用は、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限り、
リコール費用補償 プレミアムプラン 費用 損害	同上	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ア. 保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による生産物事故の発生 イ. 保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反 ウ. 保険契約者または記名被保険者以外の者による強迫行為もしくは加害行為 エ. 生産物の自然の消耗・磨耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由 オ. 保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 カ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による生産物事故 キ. 生産物の修理または代替品の瑕疵 ○ 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、引受保険会社はその回収決定またはその生産物事故の発生もしくはそのおそれによる回収決定については保険金を支払いません。 ア. この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。 イ. この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または記名被保険者が生産物事故の発生またはそのおそれを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるとき。	

分類	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合
オプション	食中毒・特定感染症利益補償 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失 ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ウ. 地震、噴火、津波、高潮または洪水 エ. 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 オ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾もしくは労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱

分類	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合	
オフィス	借用不動産損壊補償 財物	支払限度額 (1事故につき)1,000万円 免責金額 10万円(火災、破裂・爆発、水濡れは免責なし)	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 イ. 被保険者の心神喪失または指図 ○ 借戸室に生じた次のいずれかに該当する破損により被保険者が破った損害 ア. 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた破損 イ. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた破損を除きます。 ウ. 借戸室の欠陥によって生じた破損 エ. 借戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた破損。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ○ 被保険者が借戸室を賃主に引き渡した後に発見された借戸室の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによる損害 ○ 被保険者の使用人が所有する借戸室を滅失、破損または汚損したことに起因する損害 ※借戸室には工場、倉庫は含まれません。 ※仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。	
	ネットワーク危険補償 身体・財物以外	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ア. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求 イ. この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求 ウ. この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求 エ. 電子マネーに起因する損害賠償請求 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害 ア. 身体の障害に対する損害賠償請求 イ. 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ウ. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 ○ 被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ○ ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 カ. 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 キ. 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ク. 被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ○ 財物(ただし、貨幣を除きます。)(の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求。ただし、被保険者からのコンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。 オ. 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求	
雇用債行賠償責任補償 身体・財物以外	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ア. 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 イ. 被保険者の故意または重大失による法令違反に起因する損害賠償請求 ウ. 被保険者が他人に損失を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 エ. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 オ. 初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ○ 直接であると間接であると問わず、セクシャルハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害 ※セクシャルハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、セクシャルハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。 ○ 労働組合法第7条(不当労働行為)または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等による不当労働行為によって生じた損害賠償請求に起因する損害 ※不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。 ○ 被保険者の使用人に支払われる賃金の支払いによって被保険者が被る損害		
使用者賠償責任補償 身体	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 5,000万円または1億円のいずれかを選択 ただし(基本)支払限度額が5,000万円の場合は、5,000万円。 免責金額 なし	○ 共通事項 記載の事項、ただし4を除きます。 ○ 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害 ア. 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動 ○ 次のアからウまでの身体の障害 ア. 記名被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ウ. 職業性疾病による身体の障害 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用 ア. 記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 イ. 記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ○ 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ○ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額		